

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年3月27日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (給与局)
中西給与第二課長、松浦企画調整官

議 題

人事院会議決定の改正について

議事の概要

- 議題「人事院会議決定の改正について」について、担当局から以下のとおり説明があった。
 - ・ 経験年数換算率の見直しに伴う号俸の調整に係る協議について、事務総長通知により包括的に承認できるよう、「人事院規則9—8第49条に基づく人事院の承認について（昭和45年3月24日人事院会議決定）」について所要の改正を行う。
- これに対し、土生人事官から、このような号俸調整は、一般的に望ましい対応であり、人事管理上の責を負っている各府省の判断を尊重することになると思うが、人事院としても、今後、更に類似の協議事例やそのノウハウが蓄積していくことが考えられるので、各府省から相談があった場合には、前広に相談に乗り、各府省の運用を支援してほしいとの意見があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院会議決定の改正について

令和7年3月27日

給 与 局

1. 人事院会議決定を改正する背景

給与制度のアップデートの一環として、公務・民間の区別を設けることなく、採用後の職務に直接役立つ職務経験については原則 100%換算することを明確化するため、本年4月より人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「規則」という。)別表第四に定める経験年数換算表が改正される予定である。

一部府省においては、当該改正を契機として、令和7年4月1日から改正の趣旨に則った経験年数換算率の見直しを行う予定であるところ、当該見直し後に採用される者の号俸よりも当該見直し前に採用された者の号俸が不利になり人事管理上の支障があることから、号俸の調整を行いたい旨の協議が持ち込まれている。

本協議については、

- ・ 運用の見直しによる号俸の差について調整することは、職員のモラルの維持や円滑な人事管理の観点から合理性があること
- ・ 調整の方法について、民間の職務経験について公務と同様にその有用性を評価して給与に反映するという今般の制度改正の趣旨に鑑みれば、運用見直し前に採用された者の職務経験についても再度評価を行い、号俸を調整することでその評価を給与に反映することは制度的な観点からも合理性があること

から、人事管理に責任を有する府省の考えを尊重し、規則第49条に基づき、見直し前に採用された職員について、見直し後の経験年数換算率を適用した結果、見直し時点に受けることとなる号俸に調整することが適当であると考えられる。

※ 規則第49条を適用する理由

規則第49条は特別の事情により規則の規定によることができない場合等に人事院の承認を得て別段の取扱いをすることができることを定めた規定。本協議は、個別省庁の運用見直しに起因するものであり、規則上、そのような場合に号俸の調整を行うことまでは想定していないことから、同条に基づく人事院の承認による別段の取扱いが必要。

2. 人事院会議決定を改正する理由

上記のとおり、本協議については、規則第49条に基づき対応することとするが、今後とも該当府省を含め、同様に承認を要する協議が持ち込まれる場合が想定される。

この点、

- ・ 個々の職員によって号俸の調整の考え方が異なるものではないこと
- ・ 号俸の調整の必要性が認められる対象者について、都度協議を必要とすることは双方の業務負担となること

から、本協議が持ち込まれたことを契機として、同条の承認権限を人事院から事務総長に委任し、本協議も含めて事務総長通知により包括的に承認できるようにするため、別紙のとおり、人事院会議決定について所要の改正を行うこととしたい。

以 上

【参考】人事院規則 9－8（初任給、昇格、昇給等の基準）（抄）

（この規則により難い場合の措置）

第 49 条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に人事院の定めるところにより、又はあらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

【参考】令和 7 年 4 月 1 日施行の経験年数換算表見直し

改 正 後			改 正 前		
別表第四 経験年数換算表（第十五条の二関係）			別表第四 経験年数換算表（第十五条の二関係）		
経 歴	換 算 率		経 歴	換 算 率	
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100 100	国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	100 100
	その他の期間	100 100以下		職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100 100以下
				その他の期間	80 100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100 100以下）
(略)		(略)	民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100 100以下
				その他の期間	80 100以下
(略)		(略)	(略)		(略)
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100 100以下	その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100 100以下
				技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	80 100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、80 100以下）
(略)		(略)	(略)		(略)
(略)		(略)	(略)		(略)

【参考】人事院規則 9－8 第 49 条に基づく人事院の承認について（昭和 45 年 3 月 24 日人事院会議決定）（抄）

人事院は、人事院規則 9－8 第 49 条の規定に基づく承認の取扱いについて次のとおり決定する。

- 1 事務総長は、次に掲げる事項について、自ら決定し、通知することができる。ただし、特に重要又は異例な事項については、この限りでない。

一～三 略

2～4 略

沿 革	昭 52. 3. 31	人事院会議決定	一部改正	昭 52. 3. 31	効力発生
	昭 59. 5. 10	//	//	昭 59. 5. 10	//
	昭 60. 2. 27	//	//	昭 60. 3. 1	//
	昭 60. 12. 12	//	//	昭 60. 12. 21	//
	昭 61. 2. 24	//	//	昭 61. 2. 24	//
	昭 61. 7. 23	//	//	昭 61. 7. 23	//
	昭 62. 3. 17	//	//	昭 62. 3. 20	//
	昭 62. 4. 1	//	//	昭 62. 4. 1	//
	平 12. 8. 11	//	//	平 12. 8. 11	//
	平 16. 5. 28	//	//	平 16. 5. 28	//
	平 18. 1. 18	//	//	平 18. 4. 1	//
	平 21. 3. 18	//	//	平 21. 4. 1	//
	平 21. 6. 19	//	//	平 21. 7. 1	//
	平 24. 11. 30	//	//	平 25. 1. 1	//
	平 25. 4. 26	//	//	平 25. 4. 26	//
	平 26. 2. 21	//	//	平 26. 2. 21	//
	令 6. 3. 21	//	//	令 6. 4. 1	//
	令 7. 3. ●	//	//	令 7. 4. 1	//

人事院会議決定
昭和45年3月24日

人事院規則9—8第49条に基づく人事院の承認について

人事院は、人事院規則9—8第49条の規定に基づく承認の取扱いについて次のとおり決定する。

1 事務総長は、次に掲げる事項について、自ら決定し、通知することができる。ただし、特に重要又は異例な事項については、この限りでない。

一 在級期間表において在級期間が規定されていない職務の級（同表において「別に定める」とされている職務の級を除く。）への昇格について承認すること。

二 初任給基準を異にする異動若しくはこれに準ずる異動又は俸給表の適用を異にする異動をした場合において、異動後の号俸が異動前の号俸を著しく下回ることとなり、又は部内の均衡を著しく失することとなる者の当該異動後の号俸の決定について承認すること。

三 国家公務員法（昭和22年法律第120号）の規定による免職処分（以下この号において「免職処分」という。）が取り消された場合において、免職処分が取り消された日以後において再び勤務することとなった日の号俸をその前日に受けていた号俸とすることが著しく不相当であると認められる者の号俸の決定について承認すること。

四 新たに職員となった者の号俸を決定するにあたり、経験年数換算表によりその者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を換算する際の換算率を変更した場合において、当該変更前に新たに職員となった者が初任給として受ける号俸が、当該変更以後に新たに職員となった者が初任給として受ける号俸を下回ることとなり、人事管理上支障があると認められるときに、当該変更前に新たに職員となった者の受ける号俸の決定について承認すること。

2 給与局長は、前項各号に掲げる事項のうち、先例に従って判断することができるものについて、自

ら決定し、事務総長の名で通知することができる。ただし、事務総長が自ら決定する必要があるものとして指定する場合は、この限りでない。

3 給与第二課長は、前項本文に規定する事項のうち、定型的かつ軽易なものについて、自ら決定し、事務総長の名で通知することができる。ただし、給与局長が自ら決定する必要があるものとして指定する場合は、この限りでない。

4 事務総長、給与局長及び給与第二課長は、前3項の規定に基づき処理した事項に関して、適時人事院に報告しなければならない。